

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： インド国ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策事業（フェーズ2）準備調査

案件番号： 19a00490

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

2019年9月11日

独立行政法人国際協力機構

調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属書として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2019年9月11日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：インド国ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策事業（フェーズ2）準備調査
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年11月 ～ 2020年9月

4. 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

電子メール宛先：prtm1@jica.go.jp

担当者：吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

注）書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2019年9月25日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口のとおり (prtm1@jica.go.jp 宛、CC: 担当者アドレス)

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として3営業日以内に当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

ります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年10月4日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部
見積書 正1部 写 1部

注) 見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点をそれぞれ技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%

当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点(100点満点中60点)を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35～45歳)が組んで応募する場合(どちらが業務主任者でも可)、技術評価点に一律2点の加点(若手育成加点)を行います。
若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、小数点第2位まで計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開で開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

また、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時: 2019年10月21日(月) 14時～

2) 場所: 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 203会議室

- 参加される方は身分証明書をお持ちください。会場の収容人数に比較して、参加希望者が多数となる場合は、競争参加関係者を優先します。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2019年10月25日（金）までに各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で

共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

(3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができなると機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

(4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10. 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

12. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来てください。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書案

1. プロジェクトの背景

インド政府は、インド水資源省が2012年に策定した国家水政策にて、「インド全人口に対する飲料水へのアクセスの確立」を目標に掲げ、全国で上水道施設の整備を進めているが、人口増加や経済発展に伴う上水需要の増加に対し、水源開発及び上水道整備が追い付いていない。インド国内でパイプ給水を受けることのできる世帯の割合は、都市部約70.6%（2011年、国勢調査）に対し、地方部では約30.8%（同）に留まり、地方部での上水道整備が遅れている。また、インド北部や西部の地方部を中心にWHOの飲料水ガイドライン値を大幅に超えるフッ素等の人体に有害な物質が水源に含まれており、安全な飲料水の供給が急務となっている。加えて、上下水道サービスを担う事業者が抱える低い戸別接続率、低い料金徴収率、人材不足等の、運営・維持管理の面での技術的・財務的な課題が、安全な飲料水供給に向けたボトルネックとなっている。

地方給水については、インド政府は2009年に国家地方飲料水プログラム（National Rural Drinking Water Program）を立ち上げ、地方部の全住民への安全かつ十分な飲料水の供給を目指して水源開発及び上水道施設の整備を独自に進めている。政策立案機関（National Institute for Transforming India）が2017年に発表した国家開発計画「3年行動計画」（Three Year Action Agenda 2017/18 to 2019/20）においても、地方部での上水道整備を特に重要な課題と位置付けるとともに、同プログラムの着実な実施の必要性に言及している。また、2019年5月に発足した第二次モディ政権は、2024年までにインドの全世帯に対しパイプ給水を行うことを目標に掲げている。

ラジャスタン州は人口約6,800万人（2011年、国勢調査）を擁し、その土地の一部をタール砂漠が占める。同州地方部にてパイプ給水を受けることのできる世帯の割合は約26.9%（2011年、国勢調査）とインドにおける地方部全体の約30.8%を下回り、インド国内36の州及び直轄領のうち11番目の低水準となっている。同州は水不足が深刻であることに加え、フッ素等により地下水が汚染されている地域が多いため、表流水による給水事業を順次開始し問題解消に取り組んでいる。フッ素は過剰摂取するとフッ素症と呼ばれる疾患を引き起こし、その症状は歯に褐色の斑点が現れるものから、重篤になると関節運動の制限や、脊椎、関節等の変形を生じるものであり、安全な水源の確保が喫緊の課題となっている。JICAは同州中央部のナゴール県東部を対象に、表流水を水源とする上水道施設の建設及びフッ素症対策を行うべく「ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策事業」（以下「フェーズ1」という。）を2012年より実施しているが、タール砂漠の中に位置する同州南西部パールメール（Barmer）県、及び北東部のジュンジュヌ（Jhunjhunu）県でも、地下水位の低下や地下水汚染が報告され、迅速な対応が求められている。

「ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策事業（フェーズ2）」（以下「本事業」という。）は、上記の通り迅速な対応が必要な2県において、ラジャスタン州南部を流れるナルマダ運河、及び同州北部から西部を流域とするインディラガンジー運河を水源とする上水道施設を建設し、対象2県のうち約920の村や町、人口約145万人（2011年、国勢調査）への配水網を整備することにより、水質悪化や水位の低下といった地下水依存による課題を解決し、対象地域住民の健康状態及び生活環境の改善に資するものであり、当国上水道セクターにおける重要事業に位置付けられる。

本協力準備調査（以下「本調査」という。）は、インド政府からの要請を踏まえ、当該事業の目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境及び社会面の配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

2. プロジェクトの概要

(1) 事業名

ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策事業（フェーズ2）

(2) 事業目的

本事業は、水不足が深刻なラジャスタン州南西部及び北東部において、上水道施設の建設及びフッ素症対策を行うことにより、安全かつ安定的な上水道サービスの提供を図り、もって地域住民の健康状態と生活環境の改善に寄与するものである。

(3) 事業概要

- 1) 上水道施設（導水管、浄水場、送水管、ポンプ場、配水池、水道メーター（各配水池に設置）、配水管網等）の建設
- 2) フッ素症対策（住民啓発活動、医療関係者を対象とした研修等）
- 3) コンサルティング・サービス（詳細設計、入札補助、施工監理、運営維持管理体制強化支援、コミュニティ啓発活動補助等）

(4) 対象地域

ラジャスタン州パールメール（Barmer）県、及びジューンジュヌ（Jhunjhunu）県

(5) 実施機関

主管省庁：水省 飲料水衛生局（Department of Drinking Water and Sanitation, Ministry of Jal Shakti）

実施機関：ラジャスタン州公衆衛生局（Public Health Engineering Department, Government of Rajasthan: PHED）

3. 業務の目的

本事業について、当該事業の背景と目的、概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な情報収集及び分析を行うことを目的とする。

4. 業務の範囲

本調査は、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を行い、調査の進捗に応じ「7. 成果品等」に記載の報告書を作成し、先方政府へ説明・協議を行う。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査業務の成果（結果）は、本事業に対する円借款の審査を発注者が実施する際、その検討資料として用いられることとなる。本調査で取り纏める事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることとなることから、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時、十分に発注者と協議を行い、重要な事項に

については発注者の承認を得ること。

また、本調査で検討・策定した事項が、実施機関への一方的な提案とならないように、インド側関係機関と十分な協議を行い、現実的かつ具体的な内容とすること。加えて、要請されているもの以外の新規提案（コンポーネントや取り決め等）を行う際には、実施可能性につき慎重に検討を行い、発注者及び実施機関と十分に協議を行い、重要な事項については発注者の承諾を得ること。

但し、本調査は円借款供与を約束するものではないことに留意し、インド側関係者に本調査結果がそのまま円借款事業として承認されるとの誤解を与えないよう配慮すること。

(2) 安全対策

本事業対象地域のうち、パールメール県、及びパールメール県への最寄空港があるジャイサルメール県は、渡航措置が発注者承認事項となっているため、事前にインド政府の許可が必要となるほか、3週間前までに JICA インド事務所へ渡航者の氏名等の届け出が必要である。

計画内容の策定に当たっては、発注者の安全対策ガイダンスも参考にしつつ、本事業において必要と考えられる事業関係者の治安面の安全を確保するための対策案を検討し提案するとともに、調査の過程においては随時十分に発注者と協議すること。

(3) 発注者への事前説明・確認

本業務の成果（協議資料等の中間的な成果含む）について先方政府に提示する場合には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について承諾を得るものとする。なお、当該説明・確認については、打ち合わせを原則とするが、現地業務中の場合には、電子メール等によることも可とする。

(4) 審査の重点項目

本調査業務の結果が円借款事業の審査の検討資料となる予定のため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して、発注者から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。なお、2020年5月にファクトファイディングミッションを、同7月に審査を予定。

- 1) 事業の背景と必要性（インド国内における本事業の優先順位及び位置づけ）
- 2) 事業費
- 3) 事業実施体制
- 4) 運営／維持・管理体制
- 5) 調達・施工方法
- 6) 運用・効果指標
- 7) 環境社会配慮

(5) 詳細プロジェクト報告書及びマスタープランの参照

実施機関では本事業の実施可能性を確認するため、詳細プロジェクト報告書（Detailed Project Report: DPR）を既に作成しており、本調査は当 DPR の内容・調査結果を踏まえたうえでの調査となる。また、「6. 業務の内容」の「I 対象地域における上水道セクターの基礎情報および現状確認・分析」は、実施機関

等が作成している上下水道マスタープランを調査開始後に適宜入手し、参照しながら進める。ただし、本調査はあくまで独立して行うこととし、DPR 及びマスタープランは参照するに留め、内容をそのまま鵜呑みにしないように留意すること。DPR 及びマスタープランより妥当な計画が考えられる場合には、発注者と協議の上、実施機関と十分に協議・合意形成を図り、最適計画を選定する。

(6) ジェンダー主流化ニーズへの配慮

調査の実施に際しては、ジェンダーに係る関連政策や実施機関のジェンダー主流化事例の調査を行うとともに、支援対象地域の社会（や家庭内）における水と衛生に関する男女の労働や力関係の現状、給水施設の男女別の利用率、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なる役割やニーズ、課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させるため、先方政府とジェンダーの視点に立った具体的な取組を事業計画に組み入れることを検討する。検討に際してのステップは以下のとおり。

1) 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

2) ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

3) ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。（ジェンダーの視点に立った具体的な取組例）

・住民啓発活動等において、女性の住民の参画を確保するよう、実施場所、時期、内容、告知方法等を工夫するなど、対象者のジェンダーバランスを考慮する。

・男女別のデータ収集（モニタリング指標に男女別データを設定するなど）

また、本事業の対象地域において、学校でトイレが使用できず登校できない女子生徒や、水汲みに時間を要し通学に支障が出ている生徒がいないか、また水汲みに毎日数時間をかけている女性が何割程度いるのか等の課題について現状を把握し、解決に必要な取組を検討する。

(7) 実施機関の円借款事業における借入・調達手続き実施能力の確認

ラジャスタン州公衆衛生局はこれまでフェーズ1やジャイプール上水道整備事業などの円借款事業実施機関となった実績はあるが、調達、事業監理及び報告能力について過去の実績を参考に確認し、各種必要手続きが適切に行われるよう対応策について検討する。また、事業開始後の不正腐敗の発生を防止するための対応策についても、必要に応じて検討すること。

(8) フェーズ1の教訓抽出

先述のとおり、ラジャスタン州ではナゴール県にて同様の地方給水事業を実施しており、実施機関も本事業と同じ州の公衆衛生局である。現在も事業実施中であるため、事業実施体制やスケジュールを確認し、本事業に生かすべき留意点や教訓の抽出、組織体制や実施体制に対する提言なども検討すること。

(9) 迅速化提案

インド側の迅速化への要望に応えるため、本件調査及び事業本体の工期短縮化

策を検討・提案すること¹。

(10) 他ドナーとの連携

ラジャスタン州では、ADBをはじめとする他ドナーも事業展開していることから、より高い事業効果発現及び効率的な事業の実施の観点から、特に現地調査期間中は他ドナー関係者との意見・情報交換を行い、本事業との連携体制の構築を検討する。なお、他ドナー事業の対象地を訪問する際においても安全管理情報に十分に留意する。

(11) 本邦技術活用可能性の検討

我が国の上水道整備技術や浄水場処理技術の導入の可能性につき、対象コンポーネント、スペック、コスト、調達パッケージ等の観点から、本邦企業へのヒアリング等を通じ検討する。その際、本邦技術を活用したフッ素除去により地下水を水源とする小規模かつ分散型の上水道供給の実現可能性についても、実施機関側の意向を確認するとともに技術面・経済面を含めた検討を行う。また、給水対象地域のトイレの整備状況を確認のうえ、簡易トイレ等についても同様に本邦技術の導入の可能性を検討する。

また、発注者の民間連携等で、インドにおいて上下水道・衛生（含むトイレ）分野のビジネス展開を目指す本邦企業との連携可能性を検討する。

(12) 施工時の工事安全対策に関する検討

本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、必要に応じて事業費や工期の検討に反映する。なお、特にインド側の対応が求められるような事項について（用地確保や交通規制等）は、対応を取るべき当事者、調整が必要な関係機関を明らかにして、整理・記述する。

6. 業務の内容

上記「5.実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、本業務の背景及び目的を十分把握の上、以下の調査を行う。

I 対象地域における上水道セクターの基礎情報および現状確認・分析

(1) プロジェクトの基本スコープ等の再確認

実施機関より提出された DPR について、記載されているプロジェクト基本スコープ（対象地域、対象人口、浄水場の位置・施設規模・処理方式、取水施設の位置・規模、導水管、送配水施設の施工方法等）に関する事前レビューを行い、それらの妥当性および DPR 作成後の状況の変化や課題が生じている事項、今後検討を要する事項を明らかにし、これらを取りまとめたうえで、本プロジェクトのスコープについて再確認・検討し、発注者と事前協議のうえ、インド側に提案を行うこと。

¹ 調査実施過程のみならず、プロポーザルにおいて、本件調査の調査期間短縮のための方策、及び本体事業の工期短縮のための方策等を提案してください。プロポーザルの技術評価に反映します（プロポーザル評価配点表参照）。調査工程や工期の短縮へのインパクトが小さいものでも、実現可能性の高い提案を評価します。実現の可能性が低い提案は低い評価としますので、ご注意ください。

(2) 水需要量

対象地域の現状の水需要量を算出する。その際、水需要の原単位（一人一日当たりの水需要量）の設定根拠を明らかにする。また、「飲用等処理済みの上水道を利用すべき用途」と「その他地下水利用で賄える用途」に分け、それぞれの需要も算出する。

(3) 対象地域の長期水需要予測

対象地域の将来の水需要量について、人口予測を踏まえて 20 年程度先まで予測する。その際、水需要の原単位（一人一日当たりの水需要量）の設定根拠を明らかにする。なお、人口予測は、過去の人口推移だけでなく同地域の既存の人口予測等も考慮して行う。なお、本対象地域は広範囲にわたるため、対象となる地区ごとに、それぞれの特性（社会増）を反映した需要予測を行う。

(4) 水源の水質、水位変動、貯水量及び取水可能量

本事業の水源となるインディラガンジー運河、及びナルマダ運河から乾季も含め年間を通じて十分な水量を確保できるか、取水の妥当性を検証する。両運河からは他の灌漑事業や給水事業のための取水も行われることから、他事業での利用水量も詳細に確認するとともに、本事業における水利権の有無、保全管理体制、季節別の運河の流量、水位及び取水可能量の中長期的見通しの調査、水質のサンプル調査等を行う。また、本事業による取水が運河へ与える環境面での影響についても検討する。

(5) 既存水源の水質及び利用状況

対象地域における表流水・地下水等の各既存水源からの取水量及び水質を調査する。水質についてはこれら原水の水質に加え、給水車からの購入や逆浸透膜での処理済みの水を購入している場合は、これらの水質についてもサンプル調査を行う。調査する水質の項目については、発注者と事前に協議すること。また、取水手段である公共井戸及び家庭井戸の使用状況、利用人口を確認する。

地下水については中長期的な水量及び水質見通しを調査し、本事業で供給される上水道と使い分けつつトイレ等に引続き利用することが可能かを検討するほか、5.(11)に記載のとおり地下水を活用した小規模かつ分散型の上水道供給の実施可能性についても検討する。

(6) 地下水利用による健康被害の状況について

実施機関提出の DPR や現地での聞き取りによると、フッ素や塩化物等の化学物質に汚染された地下水を利用することにより、住民の健康被害が発生していることから、対象地域の地下水質、水質汚染の原因、及び住民の水因性疾患罹患状況等の実態を確認し、必要であればこれら疾患の対策プログラム等の実施可能性を検討する。

(7) 水道料金設定及び徴収状況

現状の水道料金設定及びこれまでの料金改定（頻度、改定幅、改定理由、改定時のプロセス等）に関する情報収集及び分析を行う。あわせて、現在及び過去の

徴収状況・徴収体制についても情報収集及び分析を行う。事業対象地域の所得水準や所得分布等と戸別接続及びメーター設置の費用も踏まえた水道料金の支払い意思額（Willingness to pay）と支払い可能性（Affordability to pay）についても各県約 300 サンプル、合計約 600 サンプルを抽出し調査する。

戸別接続の実現性の検討とともに、インドでは低い料金徴収率の原因の一つに無収水が挙げられることから、本事業にて新規に敷設する送配水管網においても無収水問題が発生しないよう、起こりうる原因と対応策についても検討する。

（８）下水道整備状況

本事業対象地域において上水道整備完了後に適切に排水処理がなされるよう、排水処理計画及び実施状況について将来的な予算等を含め検証する。計画に修正等が必要な場合は代替案を検討のうえ実施機関及び州政府の下水道整備主体に提案する。

また、クリーンインド政策のもと設置を進めているトイレについても設置状況、利用状況及び利用における課題を各家庭並びに公共施設を対象に調査し、本事業におけるトイレ（簡易トイレ含む）の導入可能性を検討する（ただし円借款対象とすることは想定していない）。

II フィージビリティスタディ（F/S）

（１）施設の概略設計

本事業（導水管、浄水場、送水管、ポンプ場、配水塔、配水管網等）の規模、数量、立地等を明確化し、概略設計を行う。その際は、実施機関作成の DPR を所与とはせず、調査対象地域に最も適切と思われる上水道システムの検討や地質測量等を含めた必要な調査を行ったうえで概略設計を行う。また、重機を含む資機材の搬出入のための仮設工事用道路の必要性も含め施工計画を検討する。

また、DPR にて示されている送配水管敷設ルートについては現地の状況を確認し妥当性を検討するほか、配水管網の延長が長いため、適切な残留塩素及び水圧の確保が可能な施設配置であるかを検討する。

（２）既存施設の建設、稼働状況の確認

本事業では、一部において先行して建設されている施設（導水路、浄水場、配水池等）を活用する計画がなされている。本事業に先行して建設、稼働しているこれら施設に関し、以下の点を確認する。

- １）建設中施設の施設完成までのスケジュール
- ２）既設施設の稼働状況、運営状況
- ３）浄水場で処理した浄水の水質
- ４）施設規模
- ５）施設の運営主体及び維持管理体制が本事業に与える影響の有無
- ６）本事業にて計画されている各施設との接続可否
- ７）維持管理に必要な予算が十分に割り当てられているか

なお、一部施設は先行して建設に着手していることから、調査期間を短縮できる調査手法の提案を推奨する。

（３）概略事業費の算定

本事業の概略事業費を、以下に従って積算を行う。

1) 事業費項目

概略事業費の積算に当たっては、基本的に以下の項目に分けて積算を行う。なお、資機材費の積算においては、インド国内の実勢価格動向を調査するとともに、国際的な価格動向を十分に調査すること。また、報告書には事業費の総表を記載することとし、個別具体的な積算結果は、報告書には記載せず、別資料として発注者へ提出すること。

(ア) 本体事業費（建設資機材費、設計数量策定、建設費積算（外貨・内貨別）等）

(イ) 本体事業費に関するプライスエスカレーション

(ウ) 本体事業費に関する予備費

(エ) 建中金利

(オ) コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）

(カ) その他（融資非適格項目）

① 用地補償等

② 関税・税金

③ 事業実施者の一般管理費

④ 建中金利

⑤ 完成後の維持管理費（委託保守費）

⑥ フロントエンドフィー

2) DPRにおけるコストとの比較

実施機関の作成する DPR と本調査において算出されたコストを比較し、差異が見られる場合には、その根拠を詳細に発注者及び実施機関へ説明する。

3) 資機材価格の高騰を考慮した感度分析

近年、資機材価格が高騰し事業費が当初想定額を大幅に上回るケースが幾つかみられる。本概略事業費の積算にあたっては、現在から工事完了までの資機材価格の高騰可能性について検討し、その事業費への影響につき感度分析を行う。

4) 概略事業費の算出様式

事業費については、別途発注者が提供するコスト計算積算支援システムツールを使用し、作成されるコスト積算キット（Excel ファイル）の様式にて提出する。（コスト積算支援ツールの動作環境は、WindowsOS（10 以上）、Microsoft（2010 以上）を推奨。Macintosh は推奨しない。）なお、同様式については、事業費を事業実施期間の各暦年へ割り振った形式となっている。

5) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、原則として「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（試行版）（2009 年 3 月）及び「補完編（土木分野）」（2017 年 7 月）、「補完編（建築分野）」（2017 年 7 月）並びに「機材編」（2017 年 7 月）を適宜参照する。

6) 積算総括表

積算に当たっては、共通仕様書第 14 条に基づき、「協力準備調査の設計・積算マニュアル 2009 年 3 月版（試行版）」を適宜参照して積算総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を得ることとする。

7) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減に係る検討結果を別途発注者が指示する様式に取りまとめ提出する。

8) その他

適用レート等の積算にあたっての条件については、発注者と協議する。

(4) 必要な許認可等の確認

インド国内での環境許認可（EIA レポート作成や用地取得等）、取水許可、水利権、道路掘削許可、上下水道料金改定、鉄道路線地での工事許可、その他事業実施に際して必要となる許認可や法制度の有無を確認する。これら許認可等が必要となる場合は、その責任機関、所要期間等について確認する。

(5) 治安に関する安全対策

事業対象地域等の治安面の安全対策に関し、現地の治安情勢を確認の上、対象地域の物理的防御、監視・警備、事業関係者の移動体制、通信機器その他必要と考えられる事項について先方治安当局及び実施機関等との協議を経て計画する。計画案については先方政府に説明する。また、先方の脅威認識、安全対策案を確認する。

(6) 環境社会配慮

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）（以下、JICA 環境ガイドライン（2010年））に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2017年4月）」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA 環境ガイドライン（2010年）の環境チェックリスト案を作成する。

環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

1) ベースとなる環境社会の状況の確認(汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民・少数民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。)

また、浄水場建設予定地については政府所有の土地を活用する見込みだが、用地取得の経緯は調査にて確認し、本事業のための取得であれば JICA ガイドラインとの整合を確認する必要がある。導水管・送水管等の整備に関しては道路沿いの用地取得の有無、対象地が農地に重なる場合の工事期間中の農民や農作物への影響と補償の必要性、及び道路上に非正規住民がいる場合の住民移転の有無を調査にて確認する。なお、用地取得の有無については、建設ヤード（作業用・資材置場）、必要な場合は土取り場・土捨て場についても検討すること。

2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

(ア)環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等

(イ)JICA環境ガイドライン（2010年）との乖離及びその解消方法

(ウ)関係機関の役割

3) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施

4) 影響の予測

5) 影響の評価及び代替案（「プロジェクトを実施しない」案を含む）の比較検

討

- 6) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 7) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成
- 8) 予算、財源、実施体制の明確化
- 9) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討）

また、上記（6）1）の確認の結果 JICA 環境ガイドライン（2010 年）及び世界銀行セーフガードポリシーに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には必要に応じ契約変更を行う等して簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下 1）～1 2）のとおり。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行 Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projects も参照する。また、報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2017 年 4 月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果も発注者へ提出する。

本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、JICA 環境ガイドライン（2010 年）と乖離がある場合、その解消策を提案する。

- 1) 用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等の必要性
- 2) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 3) 事業対象地の占有者の最低20%を対象とした家計・生活調査結果
- 4) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
- 5) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 6) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 7) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
- 8) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
- 9) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 10) 費用と財源
- 11) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 12) 社会的弱者や移転先住民にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議

を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

(7) 自然条件、社会条件

対象地域における以下の自然条件、社会条件について調査を行う。調査仕様案は別紙1及び2のとおり²。

1) 自然条件調査（施設建設予定地の現状調査）

(ア) 気象、水文調査

(イ) 地盤調査

(ウ) 地形測量

(エ) 試掘調査

(オ) ルート踏査

(カ) 水質調査

2) 社会条件調査

(8) 気候変動が与える影響及び気候変動に係るリスク

気候変動が本事業へ与える影響（温暖化による雨水量減少等）について調査する。また、モンスーン時期、及びモンスーンが土木工事へ与える影響（工事可能期間の短縮等）について調査する。調査にあたっては、JICA 気候変動対策支援ツール【適応】（13.上水道）を参照する。

また、上記資料を参照の上、本事業対象地域における気候変動影響に係るリスク評価と特定されたリスクが本事業によって緩和される可能性について、検討する。

(9) 事業実施スケジュール

コンポーネントごとのスケジュールをバーチャートで作成する。その際に、各コンポーネントの詳細設計、入札書類作成、事前資格審査（PQ）、PQ 評価、入札期間、入札評価、契約交渉、契約締結の各項目の時期・期間、工事実施時期・期間がわかるようにする。また、コンサルタントの選定手続きの各項目（ショートリスト・招請状・TOR 作成、プロポーザル作成期間、プロポーザル評価、契約交渉、契約締結）の時期・期間もわかるようにする。また、完成の定義は全ての施設の「施設供用開始時」とする。

なお、スケジュール作成にあたっては、モンスーン時期、州の予算制限、実施機関・地元施工業者の能力、国道の封鎖活動等の地域特有の事情を十分に踏まえたうえで、現実的なものを設定する。用地取得が必要な場合は、この分のスケジュールもバーチャートに加える。

(10) 調達計画

事業の実施に必要な資機材やサービスの調達に関連する現地国内法規や円借款事業の調達ガイドラインおよびコンサルタント雇用ガイドライン等を十分に勘案し、事業の効率的な実施が可能となるよう、実施機関の意向も確認した上で、

² なお、調査仕様書案にしたがい、具体的な調査内容及び調査方法については、プロポーザルにて提案してください。なお、第3章5.（3）のとおり定額計上とします。

以下の項目について調査及び提案する。

1) コンサルタント選定に係るRFP作成支援

(ア) ショートリスト作成方法の検討

(イ) コンサルタントTOR・要員計画を含めたRFPの作成支援

2) 施工業者選定

(ア) 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方

(イ) パッケージごとの入札方法・入札書類、PQ・入札・契約条件・Dispute Board設置の検討

デザイン・ビルド方式またはデザイン・ビルド・オペレーション方式等を提案する場合は、その必要性・適切性の説明も合わせて示すとともに、デザイン・ビルド方式及びデザイン・ビルド・オペレーション方式を採用している既往案件の施設稼働状況や管理体制を確認し、本事業での実施可能性を検討すること。

(11) 事業実施体制

実施機関の組織体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制のあり方について実施機関及び関連部局と合意形成する。具体的には、以下の項目について調査し、本事業での取り組みを、人員計画、研修計画、組織改善計画（下記「(18) 組織改善」）としてまとめ、整理する。

1) 実施機関の事業実施の経験

実施機関の上水道整備事業の実施経験について確認する。

2) 実施機関の所掌業務、組織構造、人員構成、人事体制

(ア) 事業実施に係る各部署の役割、組織図、人員構成を明確化する。

(イ) 本事業の各事業コンポーネントの実施担当部署を人員構成とともに確認する。

(ウ) 実施部署の主要メンバーの業務内容を明確化し、外部から人を雇用する場合は、さらに選定方法・給与水準についても検討する。

(エ) 実施機関の給与・昇進等の人事体制を確認し、実施機関職員のモチベーションやインセンティブ付与の取り組みについて調査する。また採用面についても確認し、実施機関の持続性について調査する。

(オ) 上記を踏まえて、本事業に対する人員計画（各人員の配置時期を含む）を作成する。

3) 実施機関の技術水準とその向上策

(ア) 各実施機関職員の技術面の経験及び実施能力について確認する。

(イ) 本事業のコンサルタントによる実施機関の研修計画を策定する。

(ウ) 実施機関職員への研修については、方針、実施者、対象者、場所、コスト、評価方法を明確にする。

なお、実施機関の組織体制、制度を把握した上で、本事業を実施するに際しての体制のあり方について実施機関及び関連部局と合意形成する。

4) 各行政単位・州政府内他部局の役割

本事業は州の公衆衛生局が実施機関となるが、州と料金徴収単位である村の間に県(district)や地区(block)といった行政単位が存在し、事業の円滑な運営にはこれら行政の関与も必須となることから、事業実施段階と施設完成後の運営維持段階における各行政との連携を含めた全体的な実施体制、及び各行政単位内での実施体制計画(関係組織・予算面を含む)を確認する。

また、本事業にてフッ素症など水因性疾患の患者のケアに係る啓発活動も行うこと

から、保健や衛生分野を担当する部局も含めた事業実施体制も検討する。

(12) 運営・維持管理体制

事業実施体制（(11) 1)～4)）と同様に、本事業完工後の運営・維持管理体制についても検討し、具体的な改善策について研修計画及び組織改善計画（「組織改善アクションプラン」）にまとめる。あわせて、民間企業への委託についても検討する。

また、本事業は DPR にて接続先に学校や病院等の公共施設が含まれている。これら接続先についても、現状分析と適切な維持管理体制の提案を行う。

(13) 財務計画

実施／運営・維持管理機関の事業実施及び運営・維持管理に必要な資金額と資金手当ての方法について検討を行う。

1) 州政府の予算手当

本事業費のうち融資非適格項目に係る費用、本事業の運営・維持管理費用、及び関連事業を含む実施予定事業の費用に対して、州政府の予算が足りるかどうか調査する。その際に、中央政府からの補助金制度もあわせて確認する。

2) 実施／運営・維持管理機関の財務情報

実施／運営・維持管理機関の収入・支出、資産・負債等の財務情報を入手し、財務健全性について調査する。

3) 上下水道料金

(ア) 料金体系

住民の支払い可能性（Affordability to pay）を踏まえつつ、運営・維持管理費用を賄うために必要な料金体系について提案を行う。

(イ) 水道メーター設置・検針・徴収

水道メーター設置個数及び設置方法、料金徴収方法（下水道料金含む）、顧客データ整備状況について確認する。メーター設置義務化と持続的な管理のための方法を提案する（「(18) 組織改善」にて具体的な計画を策定する）。

(ウ) 顧客サービス

苦情処理や広報などの顧客サービスについて確認する。改善方法を提案する（「(18) 組織改善」にて具体的な計画を策定する）。

(エ) 貧困層への配慮

本事業対象地域における裨益者の貧困割合や社会階層の情報を確認するとともに、料金徴収に際し、貧困層に対して料金体系や内部補助を通じた配慮が行われているか確認する。必要であれば改善方法を提案する。

4) 実施／運営・維持管理機関の中長期的な収益収支及びその持続性

事業実施及び運営・維持管理期間中の収益収支の将来予測を行い、中長期的な財務持続性を検証する。そのうえで、中長期的な財務持続性に向けた具体的な計画を「(18) 組織改善」にて策定する。

(14) 意思決定プロセスの合理化

1) 意思決定プロセスの確認

事業実施期間（調達及び建設工事）における意思決定に係る政府内承認プロセスを確認する（メンバー、開催頻度、承認期間、TOR等）。

2) 意思決定プロセスの合理化の提案

一定の事項につき実施機関の事業実施組織に決裁権限を持たせる等、意思決定プロセスの効率化を提案し、合意形成をする。その際に、州政府と当事業実施組織の権限範囲が明確に分断されていることに留意する。

(15) リスク管理シートの作成

本事業にて想定される開発効果の発現を確保するため、別途発注者が提供する「リスク管理シート (Risk Management Framework)」に基づき、案件形成の初期段階における潜在的リスク事項の特定及び対応策を検討しリスク管理シートの作成を行う。本シートは作成後、本調査の過程で実施機関の合意を得ることを想定しているが、必要に応じ記載項目を変更することも可能であることから、変更については適宜発注者に確認する。

(16) 事業効果

本事業を以下の通り定量的効果及び定性的効果に分類して評価する。

1) 定量的効果

(ア) 運用・効果指標の設定

事業完成後約2年を目途とした目標年の目標値を設定する。

施設利用率や水質等水供給に係るものだけでなく、先述のとおりフッ素症の罹患状況など住民の健康状況を確認し、本事業により改善が見込まれる場合はこれらに関する指標を含めることを検討する。

また、ジェンダーに関する指標も数値目標に含めることを検討する。

(イ) 内部収益率 (FIRR及びEIRR)

便益の計算根拠や、経済価値への変換係数の設定とその根拠についてもあわせて示すこと。

2) 定性的効果

生活環境の改善、実施機関の能力向上、気候変動への適応等について評価する。気候変動に関しては、JICA気候変動対策支援ツールを活用し、本事業が気候変動対策(適応)に資する案件か検討し、実施機関との認識共有を行う。

(17) 情報管理システム

GIS (地理情報システム)、MIS (経営情報システム)、及び SCADA (監視制御システム) 等の IT 導入に関して、実施機関の要望と妥当性を確認し、コストを勘案した上でその必要性、導入方法、設置場所等を検討する。

(18) 組織改善

以下の項目について、短期・長期の実施機関組織改善計画と期日を定めたアクションプランを、本事業 (円借款) で雇用されるコンサルタントが活用することを想定した上で作成し、実施機関及び関連部局との協議を通じて作成し、実施機関と合意形成する。

- 1) 自律的な組織運営
- 2) 長期と年間業務計画策定
- 3) 資産台帳整備
- 4) 情報管理システム改善

- 5) 上水道料金の徴収体制の確立
- 6) メーター設置・戸別接続促進と公共水栓の管理
- 7) 財務諸表の作成
- 8) 顧客サービス改善
- 9) 人材開発・人事制度改善

(19) コミュニティ啓発活動

本事業では村単位で給水衛生組合（Village Water and Sanitation Committee）を組成し、同組合が各家庭から料金徴収を行うことを想定しており、同組合組成を前提とした村ごとの運営体制の確立が重要となってくる。実施機関が提案する各村の給水衛生組合組成計画や料金徴収・資金管理を含む運営体制について妥当であるか検討する。

加えて、地下水と表流水の使い分けなどの啓発活動も本事業で計画されていることから、啓発活動に必要なテーマや実施方法、NGO や教育機関を巻き込んだ実施体制等を検討し、計画を策定する。

(20) フッ素症対策活動

先述のとおり、本事業ではフッ素症対策コンポーネントを実施することを検討しているため、現地のフッ素症罹患状況を確認するとともに、事業コンポーネントとして適切な内容を検討する。

また、同コンポーネントについてはフェーズ1の実施状況や類似の既往案件「ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策事業」の実施結果を参照すること。なお、「ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策事業」の事後評価結果が2020年3月に完成予定であり、完成次第発注者より共有する。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は「ファイナル・レポート」および「デジタル画像集」とする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について、承諾を取るものとする。

1) インセプション・レポート（IC/R）

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容、事業背景情報等

提出時期：契約開始後1か月以内

提出部数：英文6部（JICA2部、先方機関4部）（簡易製本）

2) インテリム・レポート（IT/R）

記載事項：事業の必要性、妥当性、対上水道セクターにおける事業の位置づけ、対象地域の社会経済・自然環境の概況、課題分析、DPRレビュー分析結果及び同結果を踏まえた事業概要・F/S対象スコープの決定等

提出時期：2020年3月中旬

提出部数：英文6部（JICA2部、先方機関4部）（簡易製本）

3) ドラフト・ファイナル・レポート（DF/R）

記載事項：調査結果の全体成果案（事業費積算、経済分析結果、概略設計、Time

bound Action Plan等含む)

提出時期：2020年6月上旬

提出部数：英文6部（JICA2部、先方機関4部）（簡易製本）

4) ファイナル・レポート（F/R）

記載事項：調査結果の全体成果（和文要約含む）

提出時期：2020年8月中旬

提出部数：

(ア) 英文（製本版） 9部（JICA5部、先方機関4部）

(イ) 英文（簡易製本版） 2部（JICA）

(ウ) 英文（製本版のCD-R） 5セット

（JICA4セット、先方機関1セット）

(エ) 英文（簡易製本版のCD-R） 1セット（JICA）

(オ) 和文要約（製本版） 5部（JICA）

(カ) 和文要約（CD-R） 3セット（JICA）

※インテリム・レポート及びドラフト・ファイナル・レポートについては、A4用紙10～20頁程度の和文要約を添付する。

※ファイナル・レポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な削除対象箇所については、別途発注者と十分に協議の上決定する。

a コスト積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報。

b 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報。

c 民間企業の事業や財務に関わる情報。

※インド国における援助要請は、実施機関によって作成されたDPRを、中央政府がレビューし、その後に要請が行われる。実施機関はDPRを作成済みであるものの、協力準備調査の結果、事業のスコープ・コスト等が大幅に変更された場合、新しくDPRを作成・提出する必要があることがある。その場合、DF/R・F/Rをもとに、DPRの作成支援を行う。（主語がJICA Survey Teamから実施機関名になる等、形式的な修正が主であり、内容は基本的に同様である。）

5) デジタル画像集

記載事項：調査時に収集した画像データ。作成時には画像を格納するだけでなく、各画像に説明（キャプション）付すこと。

提出時期：ファイナル・レポートと同時提出

部数：CD-R 4セット（JICA3セット、先方機関1セット）

6) 案件別安全対策検討シート（案）

※安全対策計画団員が作成すること。

(1) 報告書の作成・印刷仕様

1) 各報告書（IC/R、IT/R、DF/R、F/R）について、英文のチェック体制を整え、資料としての質を高めたうえで提出すること。

(2) その他の提出物

1) 議事録等

各報告書（IC/R、IT/R、DF/R、F/R）に係る同国政府との協議概要を協議議事録（Minutes of Meeting）に取りまとめ、発注者に速やかに提出する。発注者が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、議事録案（発注者が指定する様式によりA4版4～5枚）にとりまとめ、会議開催後3日以内に発注者に提出する。

別紙 1 : 自然条件調査仕様書

別紙 2 : 社会条件調査仕様書

インド国
「ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策事業（フェーズ2）」準備調査
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクト対象サイトにおける水源、地形、地質、水質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、施設設計・施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は協力準備調査の中で行うことを原則とする。ただし、概略設計で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、また協力準備調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定にあたっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。これらの調査については現地再委託を認める。

2. 調査項目

(1) 気象、水文調査

【目的】

本事業の必要性を確認するため、降水量などの気象条件、表流水、地下水等の水資源の及び水需要のデータを得る。

【内容】

水源である表流水や、地下水などの利用可能量を調査する。また、地下水の汲み上げすぎによる影響についても調査する。

水需要については、生活用以外に農業用、工業用、商業用、観光用などの水需要や水利権も調査し、生活用水への利用が可能か確認するため整理する。

(2) 地盤調査

【目的】

浄水場、ポンプ場、配水池等整備候補地の地盤の安定性、地耐力を調査し、施設設計・積算の基礎資料とする。

【内容】

浄水場、ポンプ場、配水池等整備候補地において、ボーリング試験（浄水場1か所あたり6か所程度、配水池1か所あたり2か所程度を想定）、平板載荷試験、室内土質試験等により、基礎地盤の土質状況及び強度特性を把握する。なお、現時点において、ポンプ場及び配水池整備候補地の場所、必要な箇所数は確定していない。

(3) 地形測量

【目的】

施設の平面計画、管路設計に必要な地形情報を把握する。

【内容】

- ア. 浄水場、ポンプ場、配水池等建設予定地において、施設の平面計画に必要な地形を確認するため、平面測量を行う。
- イ. 管敷設ルート（導水管、送水管）の地形の確認、管網解析に必要な節点情報の取得のため、路線測量を実施する。
- ウ. 取水施設の設計、流量の推定、仮設工事の計画等を行うため、河川横断測量を行う。なお、代替できるデータがある場合は、調査の必要はない。

(4) 試掘調査

【目的】

配管ルートにおいて、既存埋設物の有無、岩掘削の有無、既存管を利用する場合にはその管種や管径の確認を行い、施設設計・積算の基礎資料とする。

【内容】

既存資料、実施機関からのヒアリング等により現状を把握した後、送水管の配管ルートにおいて試掘が必要と思われる場所を特定し、調査を行う。

(5) ルート踏査

【目的】

配管予定ルート全てについて、DPR による概略設計での路線毎の距離延長が十分な精度を有しているか、また、ルートに既存の道路との乖離がなく一般的な工法で施工が可能であることを確認する。

【内容】

DPR の概略設計図面と入手可能な範囲で極力精細な地図（道路図、住宅地図等）や GIS データベースとの照査により、配管予定ルートと実際の道路との整合性が取れていることを確認した後、車両等によるルート踏査を行い、概略設計での距離延長の精度を確認する。

また、地下埋設物等の情報が不正確であり施工段階で問題になるケースが多く発生していることから、既存の上水、下水、ガス、電気、電話等のユーティリティについても、本プロジェクトの対象施設と関係する施設の有無、既存情報や図面の正確さ、移設等の対策に必要な手続きや所要時間などについて、十分に調査を行う。

(6) 水質調査

【目的】

水源の安全性を確認し、浄水場の計画設計の基礎資料として活用する。

【内容】

サンプル数と検査項目は次表を目安とする。なお、雨季の初期など水質が悪化されると想定される時期に本調査を実施すること。

【水源水質の調査】	
サンプル数	取水点1か所×2回=2サンプル
検査項目	水温、濁度、大腸菌または糞便性大腸菌群、アンモニア態窒素、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH、臭気、色度、フッ素及びその化合物、全硬度、アルカリ度、銅及びその化合物、塩素酸、シアン化物、クロム及びその化合物、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、カドミウム及びその化合物、
【濁質沈降性試験】	
サンプル数	取水点1か所×2回=2サンプル
検査項目	上澄水の濁度、色度。
検査方法	検水を所定時間静置し、上澄水の濁度・色度を測定する。
【凝集沈殿特性（ジャーテスト）】	
サンプル数	取水点1か所×2回=2サンプル
検査項目	濁度・色度および凝集剤の最適注入率
検査方法	検水に所定量の凝集剤を添加し、所定の方法で攪拌・静置した後に、上澄水の濁度・色度を測定し、最適な凝集処理条件を把握する。
【塩素要求量試験】	
サンプル数	取水点1か所：1サンプル（凝集沈殿処理水）×2回=2サンプル
検査項目	遊離残留塩素
検査方法	検水に所定量の次亜塩素酸ナトリウム溶液を注入後、一定時間経過時の遊離残留塩素濃度を測定する。

インド国

「ラジャスタン州地方給水・フッ素症対策事業（フェーズ2）」準備調査 社会条件調査仕様書

1. 目的

社会条件調査は、本概略設計調査を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける住民の意識、生活環境などの社会条件を的確に把握するもので、これにより対象施設に求められる適切な機能や規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。また、本事業の効果の設定や事業評価に資するため、ベースラインデータを収集するために行うものである。

2. 調査項目

人口予測、産業、土地利用の現況、社会インフラ、経済状況などを把握する。

また、水需要予測、水道料金に関する検討、財務分析、貧困層（スラム地区含む）配慮の検討などに活用するため、水利用の現況、水道料金の支払い意思・能力等に関する情報収集に必要な調査を実施する。調査にあたっては、属性（住民、事業所、業種等）、所得レベルから、対象地域全体の特徴が把握できるようサンプルを選定する。

本調査項目は現地再委託による実施を可とし、女性のニーズも把握できるようジェンダーに配慮した上で、現地委託の際には調査員に女性を加える。調査はA4サイズ1枚で10問程度の質問表を用いて各戸を調査員が訪問してインタビュー形式で行うこととするが、現地の状況、実施機関との協議を踏まえて決定する。調査個数は対象を10通り程度に分類して、各分類当たり100サンプルとし、合計1,000サンプルを想定する。

調査項目・調査内容例

① 世帯状況／世帯経済

世帯人口・構成、生計手段、世帯収入額、世帯支出額と各支出項目、収入・支出パターン、所有資産等を分析することにより、水道サービス利用料金の支払い可能額の傾向を把握する。

② 対象地域住民（一般家庭）の水利用に係る実態

一般家庭における水利用実態について、生活用水の入手手段、水源毎の用途（使い分け）、消費水量、日々の水汲みに費やす時間をはじめとする労力（男女・どの年齢の住民が生活用水の確保を行っているか）等を把握し、世帯における水需要と改善のニーズを明らかにする。

③ 現在の生活用水確保状況に対する意識と満足度

現在の生活用水の確保状況に対する問題（水量・水質・所要時間等）、満足度を把握し、施設計画・事業体経営・運営維持管理計画策定に反映する。

④ 実施される給水サービスに対する価値付け

本事業にて実施される給水サービスに対し、ユーザー・コミュニティはどのような価値付け（Valuation）をするかを把握することにより、サービス利用料金の支払意思額及び支払可能額を明らかにする。また、住民が水道サービスに対しどのような価値（安定性・安全性・低廉性・公共性等）を求めているかを把握する。そ

の際、メーター設置にて従量制料金を適用した場合や、接続料負担の意識等の把握も行う。

⑤ 水因性疾病の状況

フッ素症によると思われる健康被害を受けている住民の人数・年齢・発症時期や現在の症状、医療施設での診察経験有無を確認する。また、フッ素症以外にも水因性疾病が疑われる場合は同様に人数や症状を調査する。

⑥ 家庭における衛生状況及び意識

家庭内の汚水処理状況及び家庭内における水の保管状況、利用状況、衛生状況及び意識を把握する。

以 上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：上水道整備に係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、25 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任/上水道施設計画（2号）

➤ 施設計画1（配水施設設計）（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（上水道施設計画）】

a) 類似業務経験の分野：上水道整備に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：インド及びその他全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：担当分野 施設計画1（配水施設設計）】

a) 類似業務経験の分野：配水施設設計に係る各種業務

- b) 対象国又は同類似地域：インド及びその他全途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2019年11月上旬に開始し、最終的に調査結果及び提言の取りまとめたファイナル・レポートを2020年8月中旬に提出する。各調査報告書作成時期の目途は以下の通り。

- 1) インセプション・レポート 契約開始後1か月以内
- 2) インテリム・レポート 2020年3月中旬
- 3) ドラフト・ファイナル・レポート 2020年6月上旬
- 4) ファイナル・レポート 2020年8月中旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約34.00人月(M/M)

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成(及び格付)を提案してください。

- i) 業務主任/上水道施設計画(2号)
- ii) 施設計画1(配水施設設計)(3号)
- iii) 施設計画2(取水/導水/浄水場/送水施設設計)
- iv) 機械・電気設備計画/情報システム管理計画
- v) 施工・調達計画/積算
- vi) 経済財務分析/実施機関組織強化
- vii) 施設運営・維持管理/コミュニティ計画
- viii) 保健/公衆衛生/下水道計画
- ix) 安全対策計画
安全対策計画団員は、他の専門分野と兼務することは不可とする。
- x) 環境社会配慮
- xi) ジェンダー

(3) 現地再委託

「第2章 6. 業務の内容 II (7) 自然条件、社会条件」に記載の項目については、実施上の必要に応じ現地にて業務を再委託することを可とする。

(4) 相手国側の便宜供与

本調査実施にあたり、発注者から主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、現地事務所が関係諸機関との初回のアポイントメントの取付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

(5) 安全管理

- 1) 契約時点における渡航計画を所定の書式にて事前に発注者に提出するとともに、渡航計画の変更があった場合は直ちに発注者に報告を行うこと。特にインド滞在中における渡航計画の変更に際しては JICA インド事務所にも報告すること。
- 2) 上記(1)と併せて、インドに渡航・滞在する際には、所定の書式に団員別に滞在先、移動手段等を記載し、JICA インド事務所に次週の予定を毎週水曜までに送付すること。なお、書式に変更がある場合は発注者の指示に従うこと。
- 3) 有事の安全対策として、コミュニケーションツールを複数確保し、無線 LAN 接続可能な携帯電話（スマートフォン）に加え、無線インターネット用のデータ通信端末（モバイルルーター、現地にて入手可能）等を用意すること。なお、通信費に計上する備品以外に安全対策として追加で必要な備品がある場合は、安全対策費用として別見積とすること。
- 4) 現地再委託を行う場合、再委託業者が第三国から調達となった場合においても、緊急事態への対応が適切にとられるよう必要な策を講じた契約を行うこと。
- 5) インドでの調査実施に当たっては JICA インド事務所、在インド日本大使館（必要に応じて各地域領事館）と逐次情報交換、確認を行うとともに、連絡を密にとること。また、インド国内での安全対策については JICA インド事務所安全班の指示に従い、バールメール県において現地調査を実施する場合は、調査実施の3週間前までに JICA インド事務所に行程案を提出し、承認を得ること。危険度の高い地域への渡航を行う場合には、派遣前に、必要に応じ発注者による安全管理ブリーフを受けること。
- 6) 現地作業中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載すること。

(6) インド地図の扱い

報告書・成果品等において、インド及びパキスタンについては国全体を示す地図は用いず、関係する地域に限定した地図を作成して使用する。その際、対応が困難もしくは不適当な場合には、発注者と協議のうえ、以下のいずれかの対応とする。なお、限定的な参加者へのプレゼンテーションの場合も同様の対応とする。MS Power Point 等によるプレゼンテーション資料においても注意書を省略しない。

- 1) 国連地図³を複製使用する。複製使用に際し、加工を加えずに掲載する場合には、国連に使用許諾を得た上で、国連地図であることを明示して使用する。また加工を加える場合には、国連の名称及び地図番号を削除した上で、以下の注意書を加える。（国連の地図使用については国連地理空間情報局の使用許諾に係るガイドライン⁴を参照）。
 - (ア) データの参照元が国連である
 - (イ) 当該加工は発注者によるものである
 - (ウ) 領土、国境等に関する発注者としての公的な見解を示すものではない⁵

³<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/htmain.htm>

⁴<http://www.un.org/Depts/Cartographic/english/about.htm>

⁵記載例 “This map, based on a UN map, modified by JICA. The depiction and use of boundaries, geographic names and related data shown on map do not necessarily imply official endorsement or acceptance by JICA

2) 各国が主張する国境と実効支配線を全て表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等での国の領土であることを示さない(1)で示した国連地図と同様の対応)。やむを得ず配色しなければならない場合は、キャプション表示等により議論のある地域を覆う工夫を加える。また、領土、国境等に関する発注者としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

3) 各国が主張する国境及び実効支配線を点線表示するとともに、主張に相違がある地域（カシミール及びアルナーチャル・プラデシュ地域）については、配色等での国の領土とみなしているかを表さない。また、2) 同様に、領土、国境等に関する発注者としての公的な見解を示すものではないとの注意書を加える。

3. プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS版）」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。

(2) 以下の費目については、別見積りとしてください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 3) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 以下の費目（直接経費）については、以下に示す定額を見積もってください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額です。また、業務実施に際して、各費目内訳の中で流用が可能です。

- 1) 現地再委託費（再委託費）： 15,250千円
- | | |
|------------------------|---------|
| ➤ 気象、水文調査 | 250千円 |
| ➤ 地盤調査 | 2,800千円 |
| ➤ 地形調査（平面測量） | 750千円 |
| ➤ 地形調査（地盤高）、ルート踏査、試掘調査 | 1,400千円 |
| ➤ 水質調査 | 250千円 |
| ➤ 社会条件調査 | 2,500千円 |
| ➤ 環境社会配慮関係調査 | 7,300千円 |

注）環境社会配慮関係業務として現地再委託経費を定額で計上してください。本経費は、環境社会配慮に係る関連情報を収集するために必要な経費としますので、再委託ではなく、「特殊備人費」として支出することも認めます。

(4) 旅費（航空賃）について、参考まで、当機構の標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。

- 東京⇒バンコク⇒デリー（タイ航空）
東京⇒シンガポール⇒デリー（シンガポール航空）

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

- 1) 実施機関から提供された DPR（本文）
- 2) IRR（内部収益率）算出マニュアル（2017年9月版）
- 3) 環境社会配慮にかかるカテゴリ B 案件報告書執筆要領（2017年4月）
- 4) 安全対策ガイダンス

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(45)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	15	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	15	
(3) 要員計画等の妥当性	10	
(4) その他（迅速化の取り組み）	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(45)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(30)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／上水道施設計画</u>	(30)	(13)
ア) 類似業務の経験	12	6
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	6	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者</u>	()	(13)
ア) 類似業務の経験		6
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		1
ウ) 語学力		2
エ) 業務主任者等としての経験		2
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：施設計画1（配水施設設計）	(15)	
ア) 類似業務の経験	7	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		

第4章 契約書（案）

業務実施契約書（案）

- | | | |
|---|------|--------------------------------|
| 1 | 業務名称 | 案件名 |
| 2 | 対象国名 | 国名（地域名） |
| 3 | 履行期間 | 2000年00月00日から
2000年00月00日まで |
| 4 | 契約金額 | 円
(内 消費税及び地方消費税の合計額 円) |

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- (1) 業務実施契約約款（以下「契約約款」という。）
- (2) 附属書Ⅰ「共通仕様書」
- (3) 附属書Ⅱ「特記仕様書」
- (4) 附属書Ⅲ「契約金額内訳書」
- (5) 附属書Ⅳ「業務従事者名簿」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- (1) 監督職員 : 南アジア部南アジア第一課の課長
- (2) 分任監督職員 : なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、契約約款のうち、次に掲げる条項については、契約約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第14条 契約金額の精算
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- (1) 第9条 業務関連ガイドライン
「(7)コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2018年5月)」

を削除し、「(7) コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (QCBS 対応新方式) (2019 年 4 月)」を挿入する。

- (2) 第 27 条 航空賃の取扱い
本条を削除する。

【オプション 1：部分払を設定する場合】

(部分払)

第〇条 業務実施契約約款第 17 条第 1 項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- (1) 第 1 回部分払：第〇次中間報告書の作成
(中間成果品：第〇次中間報告書)
- (2) 第 2 回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成
(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)

【オプション 2：契約履行期間を分割して契約書を締結する場合】

(契約の分割)

第●条 発注者及び受注者は、本契約の対象業務が、付属書Ⅱ「特記仕様書」において、次の各号に掲げる契約期間に分割して記載されている業務のうち、第〇期に係る業務であることを確認する。

- (1) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (2) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月
- (3) 第〇期：〇〇年〇月～〇〇年〇月

2 発注者及び受注者は、付属書Ⅱ「特記仕様書」に記載されている業務のうち、第〇期及び第〇期に係る業務について、本契約履行後、発注者及び受注者で協議の上、別途契約書を締結するものとする。

【オプション 3：詳細設計業務の場合】

(瑕疵担保等)

第●条 発注者は、業務実施契約約款第 13 条第 4 項に基づく成果品の引渡しを受けた後において、当該成果品に瑕疵があることが発見されたときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項において受注者が負うべき責任は、業務実施契約約款第 13 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第 1 項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、業務実施契約約款第 13 条第 2 項及び第 3 項並びに第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定による検査の合格の日から 3 年以内に行わなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、成果品の瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことのできる期間は、検査合格の日から 10 年とする。

- 5 発注者は、成果品の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を遅滞なく受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 6 第1項の規定は、成果品の瑕疵が発注者の指示等により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその指示等が不相当であることを知りながらこれを発注者に通知しなかったときは、この限りでない。

(一括確定額請負)

第●条 以下の各号に示す部分業務については、契約約款第14条の規定にかかわらず、以下の各号に示す成果品が契約約款第13条に規定する確認検査に合格したことをもって、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」に規定する金額を確定し、支払の請求を行うことができるものとする。

(1) ○○○の水理模型実験(特記仕様書第○条(●)参照)

成果品: ○○○水理模型実験最終報告書(特記仕様書第●条(△)参照)

(2) ■■■■■設計業務(構造)(特記仕様書第○条(●)参照)

成果品: ■■■■■にかかる技術仕様書及び設計図面(入札図書案の一部)
(特記仕様書第●条(■)参照)

注) ランプサム(一括確定額請負)型を一部業務に適用した場合、当該一部業務に対する(確定)報酬額は、付属書Ⅲ「契約金額内訳書」において、「確定金額請負分」の項目を追加で設けた上で、当該(確定)報酬額を記載することとします。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年00月00日

発注者

東京都千代田区二番町5番地25

独立行政法人国際協力機構

契約担当役

理事 植嶋 卓巳

受注者

業務実施契約約款

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「契約約款」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/yakkan_201808.pdf

[附属書 I]

共通仕様書

- ※ 内容については、こちらのサイトにある「附属書 I（共通仕様書）」をご参照下さい。
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/ku57pq00001mp316-att/attach01_201805.pdf
-